

出資金返金・残余財産配分金支払のお知らせ

当組合は、再々お知らせしておりますとおり、令和4年1月31日を以て解散しました。組合は、解散後直ちに清算組合となって清算事務準備に入り、消費生活協同組合法第73条に基づいて開催した清算事務開始総代会（4月2日と4月23日の2回）で解散時の財務諸表と残余財産の配分方法を最終決定しました。

配分方法は、令和4年1月31日現在の正味財産から、総代会で決議した解散後の必要費用を差引いた額を残余財産とし、その残余財産を最終総出資口数で除した額を一口あたりの配分額とする方法です。

支払明細は、組合加入時に届けられた住所もしくは変更届をされた住所に令和4年5月末に送付します。

なお、出資金部分には税金はかかりませんが、配分金には税金（20.42%）がかかりますのでその税金を差引いた金額を指定された口座に令和4年6月29日に振込みします。

ただし、お届けいただいた振込口座の不備などで振込できない方々へは再度確認が必要のため令和4年8月9日の振込となります。

この支払は令和3年12月20日から令和4年1月11日に組合員資格のある方々に郵送した「出資金返金・残余財産配分金振込口座届出書」を期日内にご提出された方々に限り振込みさせていただきます。

「振込口座届出書」を期日内にご提出されなかった方々からお預かりしておりました出資金は、残余財産に組み込まれ、期日内にご提出された方々に一口あたりの配分額として配分しますのでご承知くださるようお願いいたします。